

[事案 28-163] 失効取消請求

・平成 29 年 6 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

契約の失効は、担当者が連絡を怠ったためであることを理由として、失効の取消しと入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年に契約した定期保険特約付終身保険について、契約者貸付金および保険料自動貸付金の元利金が貸付限度額を超え、必要返済額の払込期限を過ぎたため、平成27年6月に失効し、同年8月に復活手続きをしたが、復活時の告知義務違反を理由として、契約を解除された。

しかし、契約の失効は、担当者が返済するよう口頭での連絡を怠らなければ発生しなかったもので、失効を取り消したうえで、給付金を支払ってほしい。

また復活時の告知は、担当者が、「ここに丸をしてください」と示した箇所にチェックしたものであること、担当者が告知書を読み上げなかったために「7日間以上にわたり」を通院日数合計だと思って初診から終診まで7日以上にわたっていた通院を告知しなかったものであるので、告知義務違反による解除を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は申立人に対し、失効注意通知および失効予告通知を送り、契約者貸付金と保険料自動貸付金の返済を依頼している。
- (2) 担当者は、ありのままに告知書にしたがってご記入くださいと説明の上、告知書の項目について読上げ、または申立人自身で読むことを促した上で、要点・重要な部分を説明し、申立人が口頭で述べた「はい・いいえ」の回答に沿った箇所を示したものであり、復活申込時の説明に不備はなかった。
- (3) 申立人は不実の告知をした事実は、請求理由である入院と因果関係がないとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、失効に至る経緯、復活時の募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなどを把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に必要とされる保全業務は履行されているものと認められ、本契約が失効したことについて法的な問題はなく、復活申込時、担当者に不告知教唆や告知妨害があったとは認められず、説明にも不備はなかったと認められるが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 担当者は、保険会社の社内ルールとして規定されていた、失効前の契約者への訪問・連絡等の対応を行っていなかった（但し、このルールが順守されていなかったことを理由として、失効を取り消すことはできない）。